

- 再開、文書朗読ののち、
- 日程第1（知事提出議案）及び日程第2（請願）を一括上程、審査結果報告書を朗読ののち、討論を行い、採決する。

採決は区分して行い、

日程第1について

まず、152号を採決

次に、144号、160号から162号、172号及び174号を一括して採決  
ついで、残りの日程第1について採決する。

次に、日程第2について

まず、38号－1、38号－2及び40号を一括して採決

次に、39号を採決

ついで、残りの日程第2について採決する。

- 次に、日程第3（委員会の調査）を上程、閉会中の調査について諮る。
- 次に、日程第4（公害審査会委員の任命）を上程、知事説明ののち、即決する。  
なお、採決は一括して行う。
- 次に、日程第5から日程第11までの意見書案及び決議案を一括上程、即決する。

採決は区分して行い、

まず、日程第5（防災警察常任委員提案の危険なバス停の安全性確保対策を求める意見書案）を採決

次に、日程第6（共産党提案の政党交付金の廃止を求める意見書案）を採決

次に、日程第7（共産党提案の石炭火力発電所の新增設計画の中止を求める意見書案）を採決

次に、日程第8（共産党提案の選択的夫婦別姓制度の法制化に関する意見書案）を採決

次に、日程第9（公明党提案の高年齢者の雇用を促進するための環境整備を求める意見書案）を採決

次に、日程第10（共産党提案の北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決に向けた取組を推進するための決議案）を採決

ついで、日程第11（国際文化観光・スポーツ常任委員提案の北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深める取組を推進する決議案）を採決する。

- 以上で、全日程を終了し、閉会する。